

中国深セン

深セン市羅湖区
深南東路5002号
地主商業センター12階1203-06室
電話: +86 755 8268 4480

中国上海

上海市徐匯区
斜土路2899甲号
光啓文化広場B号棟6階603室
電話: +86 21 6439 4114

中国北京

北京市東城区
北京市東大街33号
国中商業ビル3階303室
電話: +86 10 6210 1890

台湾台北

台北市大安区忠孝東路
四段142号3階-3
郵便番号: 10688
電話: +886 2 2711 1324

シンガポール

セシルストリート138号
セシル・コート13階1302室
郵便番号: 069538
電話: +65 6438 0116

米国ニューヨーク

ニューヨーク州ニューヨーク市
キャナルストリート202号3階303室
郵便番号: 10013
電話: +1 646 850 5888

香港会社設立のマニュアル(8) 既存会社(ペーパーカンパニー)の購入

特に明記しない限り、本稿で紹介される香港会社とは、香港で設立された私的株式会社を指します。

1. 香港既存会社(ペーパーカンパニー)の購入手続き

クライアント様は啓源を通じて香港会社を設立することを選択した場合、以下の手続きを行う必要があります。下記の手続きは、クライアント様が啓源から既存会社を購入し、啓源が会社の登録住所・秘書役・指定代表者を提供する場合のみに適用されます。

- 1.1 クライアント様は啓源に委託し、且つサービス費用を支払います。
- 1.2 啓源はメール・ファクスにて既存会社のリストをクライアント様に送信し、クライアント様は既存会社を3つ以上選択します。
- 1.3 既存会社を確認すると同時に、クライアント様はメール・ファクスにて以下の書類を啓源に提供します。

クライアント様は同時に登録住所・秘書役・指定代表者サービスを啓源に委託する場合

- (1) 株主全員の身分証(香港居住者)又はパスポート(非香港居住者)の写し、住所証明書類の写し(公共料金領収書、銀行取引明細書等)。株主が法人である場合、設立証明書、会社定款、登録住所証明書類を提供する必要があります。
- (2) 取締役全員の身分証(香港居住者)又はパスポート(非香港居住者)の写し、住所証明書類の写し(公共料金領収書、銀行取引明細書等)。株主が法人である場合、設立証明書、会社定款、登録住所証明書類を提供する必要があります。
- (3) 設立しようとする香港会社の事業範囲(主な事業活動)

クライアント様は自ら登録住所・秘書役・指定代表者を提供する場合

- (4) 会社秘書役の香港身分証の写し、住所証明書類の写し(クライアント様が自ら秘書役を提供する場合)
- (5) 指定代表者の香港身分証の写し、住所証明書類の写し(クライアント様が自ら指定代表者を提供する場合)
- (6) 設立しようとする香港会社の登録住所(クライアント様が自ら登録住所を提供する場合)

以上の株主、取締役、指定代表者、秘書役の身分証明書類及び住所証明書類は、当事務所又は公証人、会計士、弁護士又は銀行マネージャーによって認証されなければなりません。

1.4 1.3 の書類を受け取った後、啓源は以下の会社設立書類を作成します。

- (1) 会社秘書役及び取締役変更通知書(委任・解任)(フォーム ND2A)
- (2) 登録住所変更通知書(フォーム NR1)
- (3) 株式譲渡に必要な書類
- (4) 創設者が初任取締役を委任する通知書
- (5) 最初の取締役会の決議書
- (6) 取締役、秘書役、登録住所、指定代表者の変更に係る取締役会の決議書

1.5 啓源は 1.4 の書類をクライアント様に渡し、新取締役及び新株主は書類に署名します。

クライアント様は啓源のいずれの事務所に行き、書類に署名します。又は啓源は書類をクライアント様に郵送し、クライアント様は署名済み書類の原本を啓源に返送します。

1.6 署名済み設立書類を受け取った後、啓源は会社登記所及び税務局に以下の書類を提出します。

- (1) 会社秘書役及び取締役変更(委任・解任)通知書(フォーム ND2A)
- (2) 登録住所変更通知書(フォーム NR1)
- (3) 事務所変更通知書(フォーム 3111A)
- (4) その他の必要な書類

1.7 同時に、啓源は株式譲渡に必要な書類(創設者がクライアント様に譲渡する)を税務局に提出し、印花税(印紙税)を納付し、印紙を貼り付けます。

1.8 最後に、会社の全ての譲渡手続きを完了した後、啓源は会社設立書類一式をクライアント様に渡します。会社設立書類一式には、会社設立に係る全ての法的文書が含まれています。

2. 設立完了後に得られる法的書類

香港会社設立後、啓源はクライアント様に会社設立書類一式を渡します。具体的には以下の書類が含まれています。

- (1) 会社設立証明書の原本
- (2) 商業登記証の原本(商業登記証番号は税務番号でもある)
- (3) 定款大綱及び定款細則 9 通
- (4) 株券台帳 1 冊
- (5) 取締役・秘書役・登録住所・指定代表者の変更に係る書類
- (6) 印紙が貼り付けられた株式譲渡に必要な書類
- (7) 丸印、「代表公司」が刻まれた契約印、鋼印各1個
- (8) 会社登記所に提出した取締役・秘書役・登録住所の変更に係る書類のコピー、及び各株主の 1 株

3. 香港会社の基本構造

- (1) 会社名は中国語、英語、又は併記で表記することができる
- (2) 最低株主 1 人、取締役 1 人、秘書役 1 人及び指定代表者 1 人で構成される
- (3) 株主が国籍を問わず、法人でも自然人でもなれる
- (4) 取締役は国籍を問わず、法人でも自然人でもなれるが、自然人である取締役が 1 人以上でなければならない
- (5) 株主が取締役を兼任できる
- (6) 秘書役が香港居住者又は香港で設立された会社でなければならない
- (7) 取締役が 1 人しかない場合、当該取締役が秘書役を兼任できない
- (8) 会社が 1 名自然人又は会社を指定代表者として選任しなければならない
- (9) 最小発行済み株式資本は 1 香港ドルです。
- (10) 会社の登録住所は香港でなければならない

4. 注意事項

4.1 株主と取締役

会社設立の際に、会社は 1 株を創設者に発行し、取締役 1 名を委任します。既存会社を購入することは、即ち下記の手続きを完了することです。

- (1) 創設者(初任株主)が保有している 1 株をクライアント様(新株主)に譲渡する
- (2) 設立の際の取締役は解任する
- (3) クライアント様は新取締役を委任する

4.2 会社名

クライアント様が啓源から購入し会社は既に設立したため、会社名が啓源によって決定されました。クライアント様は会社を購入した後、会社名を変更することができます。

4.3 登録資本金又は増資

啓源が販売している会社の株主資本は 1 香港ドルです。クライアント様は会社を購入した後、増資を行うことができます。

新規会社の設立について、『[香港会社設立パッケージ#HKLC05](#)』を参照ください。

もっと詳細な情報や支援をご希望の場合は、下記のお問い合わせをご利用になってください。

メール: info@kaizencpa.com,

固定電話: +852 2341 1444

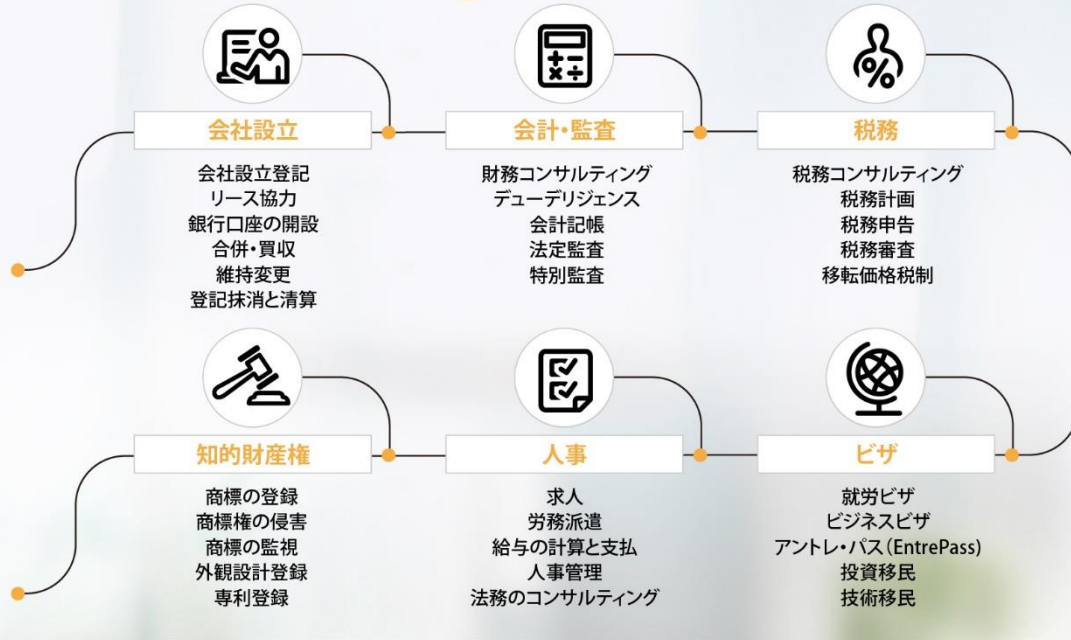
携帯電話: +852 5616 4140、+86 152 1943 4614

ライン・WhatsApp・Wechat: +852 5616 4140

Skype: kaizencpa

公式ウェブサイト: www.kaizencpa.com

サービス分野



お問い合わせ



啓源公認会計士事務所

香港クントン巧明街111号
富利広場21階2101-05室
電話: +852 2341 1444
電郵: info@kaizencpa.com

中国深セン

深セン市羅湖区
深南東路5002号
地王商業センター12階1203-06室
電話: +86 755 8268 4480

中国上海

上海市徐匯区
斜土路2899甲号
光啓文化広場B号棟603室
電話: +86 21 6439 4114

中国北京

北京市東城区
灯市口大街33号
國中商業ビル3階303室
電話: +86 10 6210 1890

台湾台北

台北市大安区
忠孝东路四段142号
3楼之3郵便番号: 10688
電話: +886 2 2711 1324

シンガポール

セシルストリート138号セシル
コート13階132室,
郵便番号: 069538
電話: +65 6438 0116

米国ニューヨーク

米国ニューヨーク州ニューヨーク市
キャナルストリート202号3階303室
郵便番号: 10013
電話: +1 646 850 5888

英国ロンドン

英国サリー州ニューマルダンゴ街
39-41号2階202室
郵便番号: KT3 4BY
電話: +44 20 8144 6466